



産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 9日

静岡市長 難波 喬司 様

提出者

住 所 静岡県静岡市清水区三保4025番地の1

氏 名 日本軽金属株式会社 清水工場
工場長 小野田 和靖

電話番号 054-334-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本軽金属株式会社 清水工場
事業場の所在地	静岡県静岡市清水区三保4025番地の1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	1629 その他の無機化学工業製品製造業
②事業の規模	22,608百万円 (2022年度実績)
③従業員数	340人 (2023/3/31現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	生産工程→汚泥→委託中間処理 (破碎・混合・造粒固化・改質固化) →廃油→委託中間処理 (油水分離・蒸留) →廃プラスチック類・廃油→自社中間処理 (焼却) →自社最終処分(埋立) →廃プラスチック類→委託中間処理 (破碎・固形燃料製造・切断・焼成) →木くず→委託中間処理 (破碎) →蛍光灯→委託中間処理 (破碎・焙焼) →電池類→委託中間処理 (破碎) →ガラスくず等→委託中間処理 (破碎) →安定型混合廃棄物→委託中間処理 (破碎)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) (本社) 環境委員会 環境保全担当 ——— 工場長 (産業廃棄物管理統括責任者) 環境管理室長 (産業廃棄物管理責任者) ——— 産業廃棄物管理担当者 ——— 特別管理産業廃棄物管理責任者		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度 (令和4年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり
	(これまでに実施した取組) ・一回限りだけではなく、複数回使用できるフレキシブルコンテナの採用。 ・廃油の有価売却。 ・廃プラ(プラパレ)の有価売却。 ・ガラス、陶磁器くずの有価売却(シャモット・珪石) ・ボイラー排ガスを用いた排水中の原料成分回収。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組) ・中和方法の変更による汚泥排出物の削減。 ・原料の析出度向上による排出物の削減。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別している産業廃棄物の種類：汚泥、廃油、廃プラスチック類、木くず、ガラスくず等。 分別に関する取組：廃油、廃プラ(プラパレ)有価で引き取られる物を分別し、産廃量の削減を目指している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) —	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組) —		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり	
(これまでに実施した取組) —			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり	
(今後実施する予定の取組) —			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり	
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	別紙のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり	
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり	
	(これまでに実施した取組) ・埋め立てではなく、リサイクル出来る処理先を優先している。		

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり
	全処理委託量	別紙のとおり
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり
	(今後実施する予定の取組) —	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

前 年 度 【 令 和 4 年 度 】 実 績

提 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
静岡県静岡市清水区三保4025番地の1	日本軽金属株式会社 清水工場	環境管理課	山西真琴	054-334-2212	054-334-2801	mako@vamanishi@nhkkin.co.jp

産業廃棄物の種類	計 画 の 実 施 状 況																		
	①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した	④のうち熱回収を行った量	⑤自ら中間処理した後の残量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑥自ら中間処理した後再生利用した量	⑥のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	⑩直接及び自ら自己処理した後の処理委託量	委託先による区分					⑪優良認定処理業者への処理委託量	⑫自ら再生利用を行った量	⑬+⑭
コード	名 称	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	⑭再生利用者への処理委託量	⑮熱回収認定業者への処理委託量	⑯熱回収認定業者以外の熱回収業者への処理委託量	⑰その他の中間処理委託量	⑱埋立処分委託量	⑲の量のうち、優良認定処理業者への処理委託量	⑳の量と㉑の量を合計したもの(自動計算)	㉒の量と㉓の量を合計したもの(自動計算)
コード参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理せず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理せず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑤の量から⑥の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	⑩の量	⑭の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑮、⑯を除く)	⑮の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への処理委託量	⑯の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への処理委託量	⑰の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑱～㉑を除く)	⑱の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑲の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑳の量と㉑の量を合計したもの(自動計算)	㉒の量と㉓の量を合計したもの(自動計算)
1	①汚泥	5,246	0	0	0	0	0	0	0	0	5,246	0	0	0	5,246	0	5,246	0	0
2	②廃油	11	0	0	3.6	0	0.36	3.3	0	0.36	7.7	0	0	0	7.7	0	0	0	0.36
3	③廃プラスチック類	132	0	0	14	0	1.4	13	0	1.4	118	0	0	0	118	0	108	0	1.4
4	④木くず	43	0	0	0	0	0	0	0	0	43	0	0	0	43	0	0	0	0
5	⑤蛍光灯	0.62	0	0	0	0	0	0	0	0	0.62	0	0	0	0.62	0	0	0	0
6	⑥電池類	0.17	0	0	0	0	0	0	0	0	0.17	0	0	0	0.17	0	0	0	0
7	⑦ガラスくず等	2,553	0	0	0	0	0	0	0	0	2,553	0	0	0	2,553	0	2,553	0	0
8	⑧安定型混合廃棄物	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	14	0	14	0	0
9	⑨スイッチ及びリレー	0.0008	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0008	0	0	0	0.0008	0	0.0008	0	0
10	⑩水銀回収義務付け製品(計測器)	0.0074	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0074	0	0	0	0.0074	0	0.0074	0	0
11	⑪照明機器	0.0001	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0001	0	0	0	0.0001	0	0.0001	0	0
12	⑫廃電気機械器具	0.003	0	0	0	0	0	0	0	0	0.003	0	0	0	0.003	0	0.003	0	0
13																			
14																			
15																			
16																			
17																			
18																			
19																			
20																			
	合計	8,000	0	0	18	0	1.8	16	0	1.8	7,982	0	0	0	7,982	0	7,921	0	1.8

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【令和5年度】目標

提出者						
住所	名称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の住所	産業廃棄物を排出する事業場を総合的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
静岡県静岡市清水区三保4025番地の1	日本軽金属株式会社 清水工場	環境管理部	山西真琴	054-334-2212	054-334-2801	makoto-yamanishi@nkkokin.co.jp

産業廃棄物の種類	計画の実施状況																	
	①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自己直接埋立処分又は海洋投入処分した量(t)	④自ら中間処理した量	⑤④のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残存量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した自立処分又は海洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら処理委託した量	委託先による区分				⑪優良認定処理業者への処理委託量(t)	⑫自ら再生利用を行った量(t)	⑬③+⑧	
	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑥の量から⑦の量を差し引いた量	⑧の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑨の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑩の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑬、⑭を除く)	⑩の量のうち、認定回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、認定回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑩の量のうち、委託して破砕等の中間処理した量(⑮～⑰を除く)	⑩の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑩の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	⑫の量と⑬の量を合計したもの(自動計算)	⑬の量と⑭の量を合計したもの(自動計算)	
1 ①汚泥	5,412	0	0	0	0	0	0	0	0	5,412	0	0	0	5,412	0	5,412	0	
2 ②廃油	12	0	0	3.6	0	0.36	3.2	0	0.36	8.0	0	0	0	8.0	0	0	0.36	
3 ③廃プラスチック類	167	0	0	14	0	1.4	13	0	1.4	153	0	0	0	153	0	144	1.4	
4 ④木くず	60	0	0	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	60	0	0	0	
5 ⑤蛍光灯	0.50	0	0	0	0	0	0	0	0	0.50	0	0	0	0.50	0	0	0	
6 ⑥電池類	0.15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.15	0	0	0	
7 ⑦ガラスくず等	3,684	0	0	0	0	0	0	0	0	3,684	0	0	0	3,684	0	3,684	0	
8 ⑧安定型混合廃棄物	7.0	0	0	0	0	0	0	0	0	7.0	0	0	0	7.0	0	7.0	0	
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
合計	9,342	0	0	18	0	1.8	16	0	1.8	9,325	0	0	0	9,325	0	9,247	0	1.8

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。